

医療機関で働くすべての人に適用されます!!

時間外労働の上限規制が導入されています! ※1

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

⇒医師については応召義務等の特殊性を踏まえ、**2024年度から適用されます。**

※1 中小企業は、2020年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です!

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

労働時間の状況把握が義務

管理監督者を含める全ての労働者の労働時間の状況を、客観的な方法その他適切な方法で把握するよう義務づけられています。

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されています! ※2

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されています。**

※2 中小企業は、2021年4月1日～



2020年6月1日から職場におけるハラスメント防止対策が強化されました!

◆パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となりました!

※中小事業主は、2022年4月1日から義務化されています!

職場における『パワーハラスメント』とは、職場において行われる

- ①優越的な関係を背景とした言動であって、
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるものであり

①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

◆講ずべき措置(義務)

- ◇事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ◇相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ◇職場におけるパワーハラスメントに関する事後の迅速かつ適切な対応
- ◇そのほか併せて講ずべき措置

広報誌「いきサポ愛知」のご紹介

医師の働き方改革に関する最新情報や医療機関で取り組む勤務環境改善の好事例などを紹介する広報誌を隔月に発行しています。



愛知県・愛知労働局 委託事業

愛知県医療勤務環境改善支援センター

(受託：公益社団法人 愛知県医師会)

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階
TEL 052-212-5766 FAX 052-212-5767 E-mail info@aichi-medsc.or.jp

ホームページには広報誌を始め、医療勤務環境改善に役立つ情報を掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

ホームページはこちら
右のQRコードを読み取ってください。
<https://aichi-medsc.or.jp>



愛知県医療勤務環境改善支援センター



健康で安心して働くことができる快適な職場づくりを支援します



時間外労働の削減

就業規則等のリーガルチェック

医師の労働時間短縮計画作成支援

マネジメントシステムの導入支援

セクハラ等院内研修講師派遣

こんなお悩みありませんか?

- 宿日直許可申請を検討したい
- 勤務間インターバルを導入したい
- 勤務環境改善の成功事例を知りたい
- 職員のキャリアアップを図り、働きがいのある職場にしたい
- コストの適正化、経営の効率化を図りたい
- 自院で使える補助金・助成金はないだろうか 等

質の高い医療提供体制を構築するためには、医師や看護師などの医療スタッフが健康で安心して働くことができる職場環境の整備が重要です。

平成26年10月に施行された改正医療法に基づき、医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組みとして勤務環境マネジメントシステムが創設され、愛知県では「医療勤務環境改善支援センター」を設置し、こうした取り組みを行う医療機関を総合的に支援しています。

相談無料

お気軽にご相談ください!

- ◆ セミナー、院内研修への講師派遣
- ◆ 電話・来所・個別訪問相談等
- ◆ タスクシフト促進
- ◆ 労働時間短縮計画作成支援 等

医療経営アドバイザー(医療経営コンサルタント)/医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士等)が対応します。

※相談の内容の秘密は厳守いたします。また、外部機関への通報など、指導・監督を目的としたものではありませんので、ご安心ください。

事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

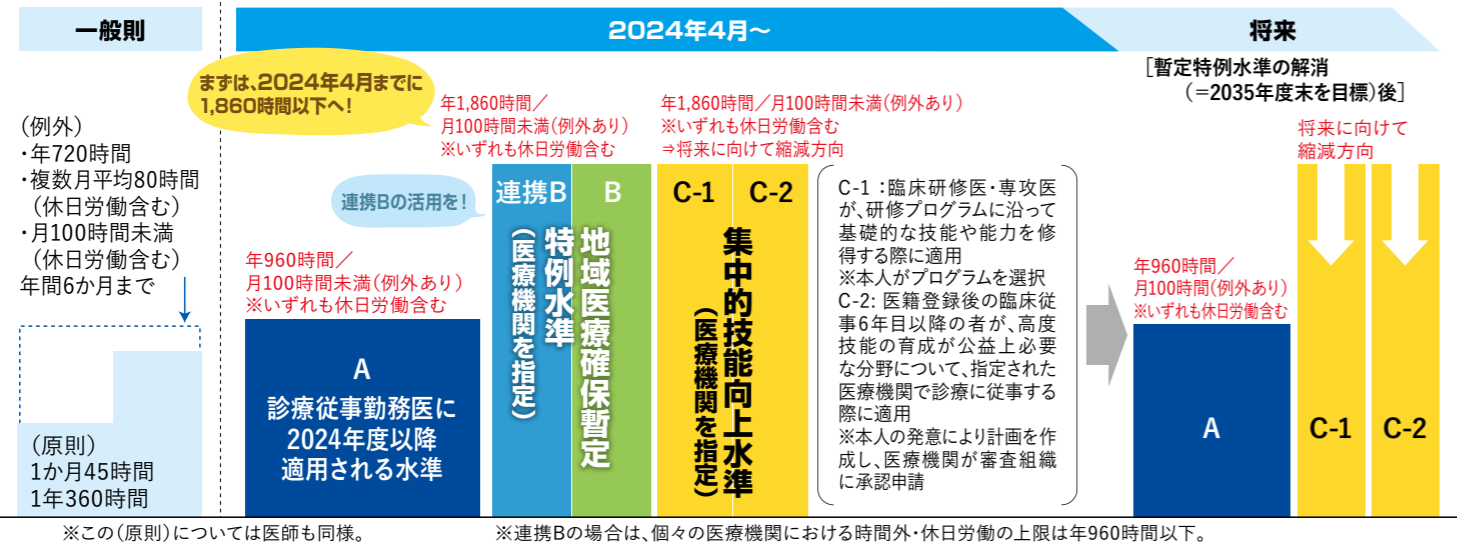
医師の時間外労働規制について

※2024年4月以降に時間外・休日労働が960時間を超える(1,860時間以内)医師が見込まれる医療機関は、2024年3月までに愛知県による特定労務管理対象機関の指定を受ける必要があります。

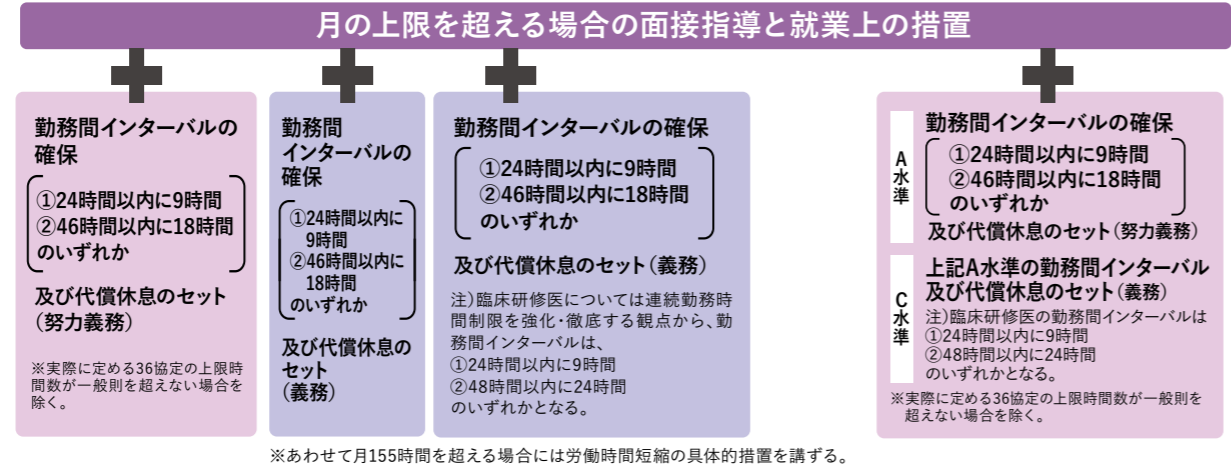


2024年4月以降、年960時間超の時間外・休日労働が可能となるのは、**愛知県知事の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師**(連携B・B・C水準の適用医師)のみ。

【時間外労働の上限】

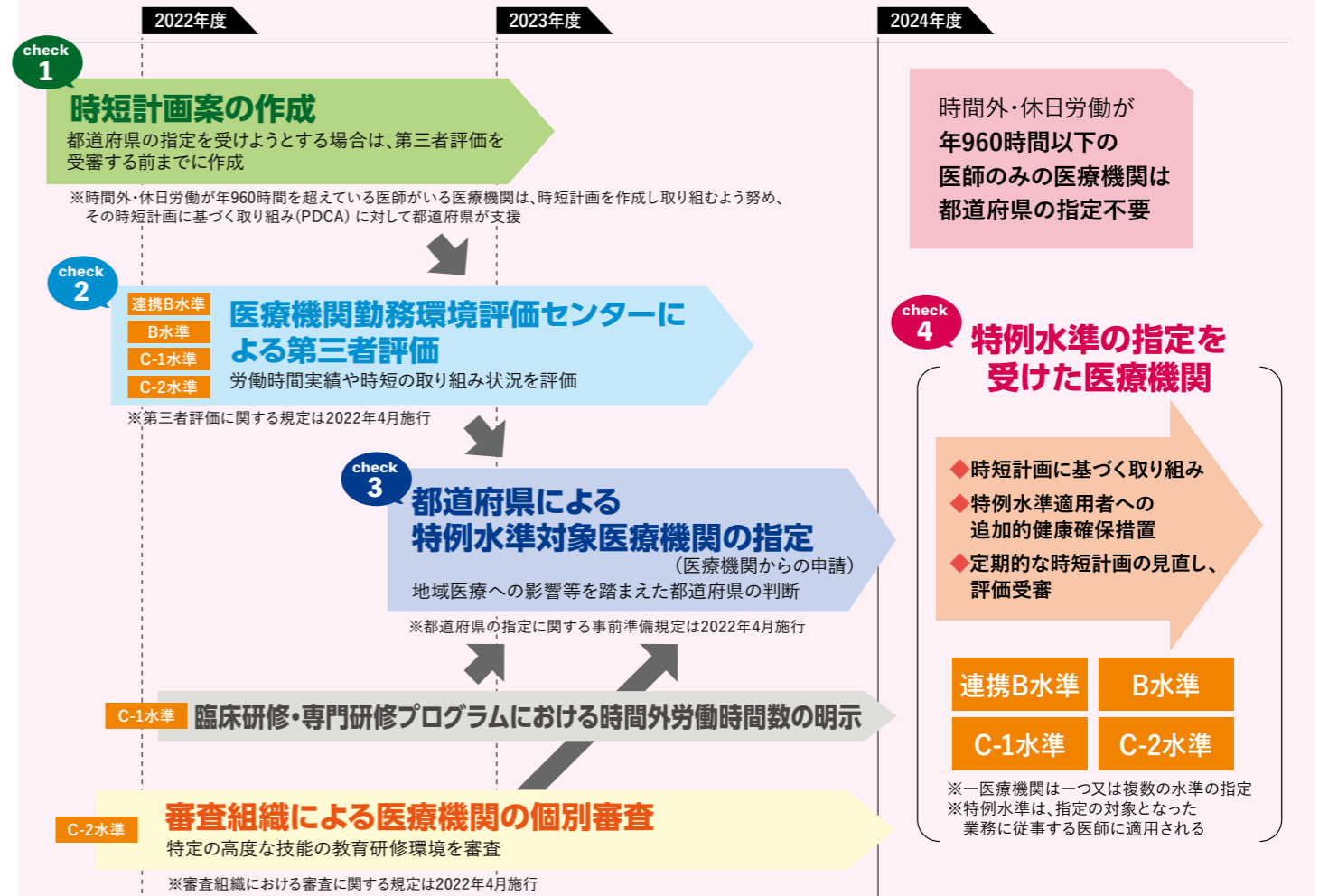


【追加的健康確保措置】



特定労務管理対象機関指定の手続きスケジュール

連携B・B・C水準の指定申請には、医師労働時間短縮計画を作成し、医療機関勤務環境評価センターの評価を受ける必要があります。

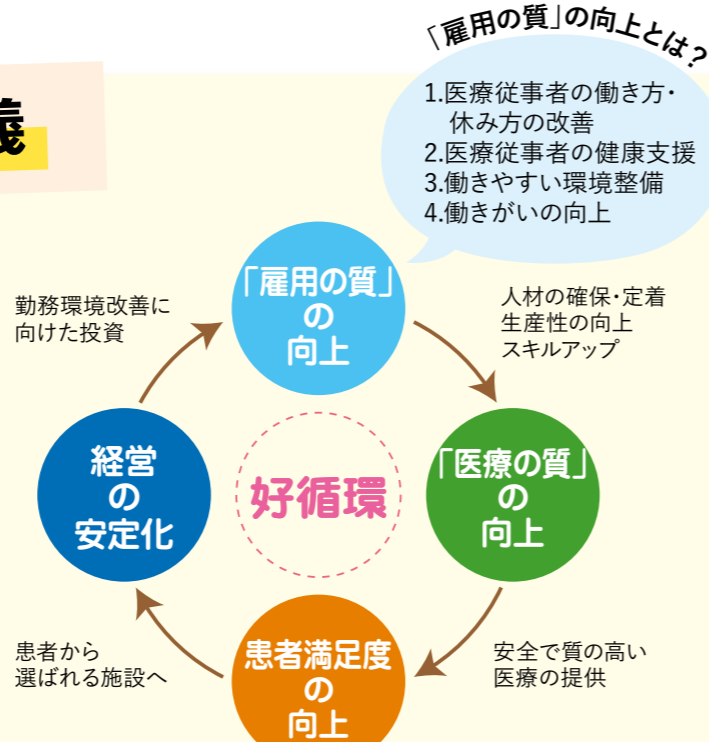


医療勤務環境改善の意義

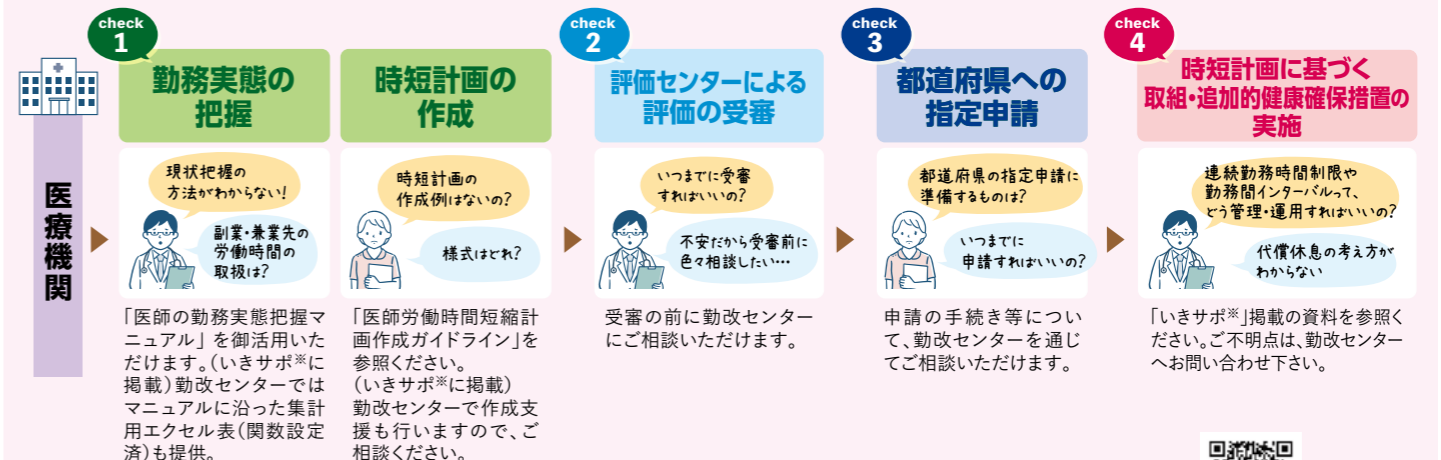
医療機関が、「医療の質の向上」や「経営の安定化」の観点から、自らのミッションに基づき、ビジョンの実現に向けて、組織として発展していくことが重要です。

そのためには、医療機関において、医療従事者が働きやすい環境を整え、専門職の集団として働きがいを高めるよう、勤務環境を改善させる取り組みが不可欠となります。

勤務環境の改善により、医療従事者を惹きつけられる医療機関となるだけでなく、「医療の質」が向上し、患者の満足度も向上します。



医療勤務環境改善支援センター(勤改センター)の活用について



※「いきサボ」は、「いきいき働く医療機関サポートweb」の略称で、勤務環境改善に関する好事例や、労務管理チェックリストなどの支援ツール、セミナー情報等、勤務環境改善に取り組む医療機関のみなさまの参考になる情報を集約・提供する厚生労働省が開設するポータルサイトです。

いきサボ 検索

